

令和4年度 高知県心血管疾患医療体制検討会議

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和3年度の取組及び評価について <資料1、2>
- (2) 令和4年度の取組について <資料3>
- (3) その他
 - ・ 令和5年度高知県保健医療計画策定等スケジュールについて <資料4>

3 閉 会

令和4年12月19日(金) 18時30分～20時30分
オンライン会議(Zoomシステム使用)

日本一の健康長寿県構想

県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けられるために

お問合せ先
高知県健康政策部保健政策課
担当: 吉松・柳
TEL: 088-823-9648
FAX: 088-823-9137

令和4年度高知県心血管疾患医療体制検討会議 委員名簿

氏名	所属等	備考
川井 和哉	近森病院 副院長兼循環器科主任部長	座長
川田 泰正	高知赤十字病院 第六内科副部長	
北岡 裕章	高知大学医学部老年病・循環器内科学 教授	
計田 香子	高知県医師会 常任理事	新委員
児玉 佳奈	高知県幡多福祉保健所健康障害課 主幹	新委員
齋坂 雄一	高知医療センター 救命救急センター長	
常石 栄也	高知市消防局救急課 課長補佐	新委員
西山 謹吾	高知大学医学部災害・救急医療学講座 教授 高知県救急医療協議会メディカルコントロール専門委員会 委員長	
根岸 正敏	近森病院 救命救急センター長兼部長	
古野 貴志	高知県立あき総合病院 副院長	
矢部 敏和	高知県立幡多けんみん病院 院長	
山下 幸一	高知赤十字病院 救命救急センター長兼麻酔科部長	
山本 克人	高知医療センター 副院長兼循環器病センター長	

※敬称略、座長を除き五十音順

事務局

保健政策課	保健推進監	酒井 美枝
	チーフ (血管病対策担当)	吉松 恵
	主事	柳 光紀
医療政策課	課長補佐	岡本 幸

高知県心血管疾患医療体制検討会議設置要綱

(目的)

第1条 心筋梗塞等の心血管疾患の医療提供体制の充実を図るために、急性心筋梗塞にかかる救急搬送体制や医療連携体制などの整備に関する検討や医療計画に基づく取組みに関する評価などを行っていくため「高知県心血管疾患医療体制検討会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 この会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 心筋梗塞等の心血管疾患の救急医療体制に関すること
- (2) 心筋梗塞等の心血管疾患の救急搬送体制に関すること
- (3) 心筋梗塞等の心血管疾患の医療計画の評価や検討に関すること
- (4) 心筋梗塞等の心血管疾患の医療を充実推進するための取組み等に関すること

(組織)

第3条 会議の委員は、心筋梗塞等の心血管疾患医療に携わる医師、学識経験者、関係団体及び行政機関等の代表者等で構成する。

2 会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

(会議)

第4条 この会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

2 議事は公開とする。

(事務局)

第5条 検討会議の事務局は、高知県健康政策部保健政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、座長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。